

匝瑳市電子入札システム運用基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運用基準は、ちば電子調達システムのうち電子入札システムの適正かつ円滑な運用を図るため、受注者の当該システムの利用に係る基本的な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準で使用する用語の定義は、ちば電子調達システム利用規約第2条に規定する用語のほか、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格者名簿

匝瑳市建設工事等入札参加業者資格者名簿をいう。

(2) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(3) 紙入札

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書（別記様式3）及び見積書等を使用して行う入札方式をいう。

(4) 電子入札業者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

(5) 紙入札業者

この運用基準を適用する電子入札案件に、紙入札で参加する入札参加者をいう。

(6) 電子くじ

電子くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数値（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

(電子入札システムの利用)

第3条 電子入札システムにより行う調達案件には、原則として全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとする。

2 入札参加者は、入札執行者が行う電子入札システムの各通知内容について、速やかに確認しなければならない。

(利用できる者)

第4条 電子入札システムを利用できる者は、コアシステム対応認証局が発行した電子証明書を格納したICカードを取得し、匝瑳市の入札参加資格者名簿に登録された者とする。

2 前項の規定にかかわらず、ICカードの取得を要しないと入札執行者が認めた場合は、この限りでない。

第2章 ICカード

(利用者登録)

第5条 利用者登録は、新しくICカードを取得したのち、電子入札システムを利用するときに行うものとする。

2 利用者登録の情報は、入札参加資格者名簿と一致していなければならない。

(利用者登録の情報の変更)

第6条 利用者登録の情報に変更が生じた場合、速やかに利用者登録情報の変更手続を行うものとする。

(ICカードの名義人)

第7条 ICカードの名義人は、匝瑳市の入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（使用印鑑届兼委任状における入札に関する権限の受任者）とする。

2 代理人は、代表者のICカードを利用できる。

3 名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続をとるものとする。
(ICカード複数枚の登録)

第8条 入札参加者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことができる。

2 開札案件が同一日に複数件重なる場合が想定される入札参加希望者については、ICカードを複数枚購入し、あらかじめ利用者登録を行うことができる。
(ICカードの更新)

第9条 電子入札業者は、同一の電子入札案件において、入札参加申込又は指名通知書の受領から開札までの間、同一のICカードを使用するものとし、その間にICカードの有効期限が切れることがないように、ICカードの更新に努めるものとする。

2 入札参加途中の案件で使用しているICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。

3 ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。更新のための新規ICカードは、ICカード企業名称、ICカード取得者氏名、ICカード取得者住所(ローマ字表記)及び所属組織の本店所在地のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

4 ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

(ICカードの失効)

第10条 ICカードが失効となる場合、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続をとるものとする。

(特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い)

第11条 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)用に使用できるICカードは、特定JVの構成員の代表者(入札参加資格者名簿に登録されている者)又は代理人のICカードとする。

第3章 入札及び開札

(入札書の提出)

第12条 入札参加者は、原則として電子入札システムにより入札書を提出するものとする。
(紙入札)

第13条 入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害、認証局障害等が発生し、長時間復旧の見込みがたたないとき等市長が指定する場合においては、紙入札業者として参加することができるものとする。

(添付書類)

第14条 内訳書その他の市長から提出を求められた書類(以下「添付書類」という。)は、原則として電子ファイルにより電子入札システムの添付機能を利用して送付するものとする。

(くじ番号)

第15条 入札参加者は、入札執行者が電子くじを実施する場合に備え、あらかじめくじ番号を決定するものとする。

(再度入札)

第16条 入札執行者は、再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムにより再入札通知書を発行するものとする。入札書の提出期限は、原則として初回開札日の翌日以降とし、入札執行者が「すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書に明記している場合、すべての再入札書等の提出を確認後、直ちに開札できるものとする。

(入札の保留について)

第17条 入札執行者は、入札を保留する場合、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全員に保留通知書を発行した旨を通知するものとする。

(開札の延期について)

第18条 入札執行者は、開札を延期する場合、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全員に日時変更通知書を発行した旨を通知するものとする。

(入札の取止めについて)

第19条 入札執行者は、入札不調等により入札を取り止めする場合、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全員に取り止め通知書を発行した旨を通知するものとする。

(入札結果公表について)

第20条 入札執行者は、開札を行った場合、入札結果を電子入札システムにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。また、入札執行者は入札情報サービスにより速やかに入札結果を参照できるようにするものとする。

(電子入札案件に紙入札業者として参加する場合)

第21条 入札執行者は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。

- (1) 電子入札導入のため、ICカード発行の申請中の場合
- (2) ICカードの記載事項(名義人等)の変更により電子入札システムが利用できない場合
- (3) ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- (4) パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
- (5) その他、入札執行者がやむを得ないと認めた場合

(紙入札業者として参加する場合の取扱いについて)

第22条 入札参加者は、紙入札業者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時までに電子入札案件 紙入札参加届出書(別記様式2)を財政課へ持参し提出するものとする。

2 電子入札業者として入札に参加したのち、前条第2号、3号及び第4号の理由により、電子入札システムを利用できない場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札案件 紙入札参加届出書(別記様式2)を財政課へ持参し提出するものとする。ただし、紙入札業者として入札参加申込をした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

(紙入札業者の提出期限及び提出場所について)

第23条 紙入札業者として入札に参加する場合の一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出期限、提出場所及び提出方法は、電子入札案件 紙入札参加届出書(別記様式2)を財政課に提出した時に通知されるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第24条 入札参加者が入札書提出後に当該入札の参加資格を喪失した場合には、当該入札参加者はその時点で速やかに入札執行者に申し出るとともに、書面にて入札参加資格喪失届(別記様式1)を提出するものとする。

第4章 雑則

(接続環境の確認)

第25条 入札参加者は、入札参加に当たっては、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

(プロバイダ障害、回線障害、認証局障害)

第26条 入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害、認証局障害等が発生した場合は、イ

インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査しなければならない。

(停電)

第27条 入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合は、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査しなければならない。

(補則)

第28条 この基準に定めのない事項については、市長が別に定める基準等に従うものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年11月1日から施行する。

別記様式1

入札参加資格喪失届

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

調達案件名称

上記入札案件について、次のとおり入札参加の資格を喪失したので届け出ます。

資格喪失理由:

電子入札案件 紙入札参加届出書

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者又は受任者

職 ・ 氏 名

印

下記案件について、電子調達システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を届出します。

記

- 1 件名
- 2 場所
- 3 電子入札に参加できない理由（□にチェックしてください）

ICカードの取得手続き中

新規取得 記載事項変更のため再取得 失効・破損等による再取得

その他（具体的に記載してください）

別記様式3

入 札 書
(電子入札案件 紙入札業者用)

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所又は所在地
商号又は名称
代表者又は受任者
職 ・ 氏 名 印

ご指示の電子入札要領を遵守し、下記金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって契約書（案）のとおり請負いたします。

円也

くじ番号 (任意の3桁を記入する<必須>)

--	--	--

件名

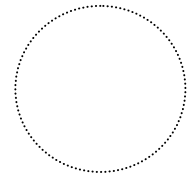
場所

設計図書貸出申請書

年 月 日

匠瑛市長 あて

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名



使用印

下記工事(委託業務・物品購入・物件の借入)に関する、設計図書等の貸出しを申請します。なお、当該設計図書の内容を目的外に使用しないことを誓約します。

記

工事 (委託業務) 名 (件 名)	
工事(委託業務)箇所 (納 入 場 所)	
希 望 す る 形 式	<input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 電子ファイル (ファイルの種類: PDF)

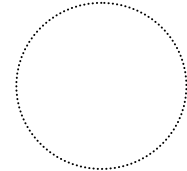
財政課使用欄	受	/	貸	/	返	/
	付		出		却	

入札参加資格審査申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名



使用印

下記工事(委託業務・物品購入・物件の借入)の落札候補者となったので、入札参加資格の審査を申請します。

記

工 事 (委 託 業 務) 名 (件 名)			
工 事 (委 託 業 務) 箇 所 (納 入 場 所)			
配 置 予 定 技 術 者 等	現 場 担 当 代 理 人	氏 名	
		住 所	
		生 年 月 日	
	技 術 者	氏 名	
住 所			
生 年 月 日			
法 令 に よ る 免 許			

添付書類

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【注意事項】

- ① 「法令による免許」欄には、公告で指定があった場合のみ、当該資格の名称、取得年月日、登録番号を記入して下さい。
- ② 添付書類欄は、公告で指定された書類名を記入して下さい。
- ③ 物品購入の場合は、配置予定技術者の欄の記載は不要です。